

【説明文書】

訪問系サービス事業所等の従事者に係る優先接種 について

- 新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の高齢者である障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があります。このような場合、訪問系サービス事業所等の従事者も、こうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行うことが想定されます。
- こうした状況を踏まえ、
 - ・ 訪問系サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村に登録し、
 - ・ 上記事業所の職員で、当該障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する方について、市町村が優先接種の対象に含むことができるとされています。

(この欄は、必要に応じて活用してください)

私は、訪問系サービス事業所等の従事者に係る優先接種の趣旨について十分な説明を受け、よく理解した上で、優先接種を希望します。

令和 年 月 日

(氏名)